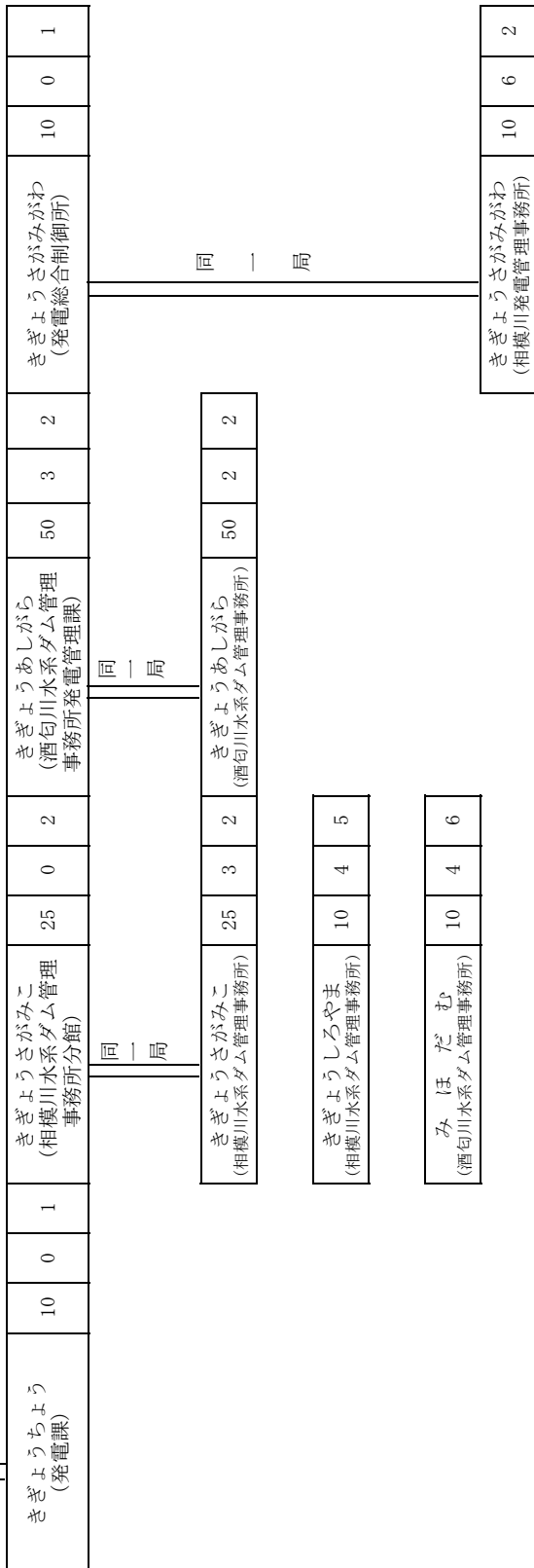


神奈川県企業庁無線系統図

(令和5年4月1日現在)

<150MHz無線>

基地局	出力(W)	移動局		基地局	出力(W)	移動局		基地局	出力(W)	移動局		基地局	出力(W)	移動局	
		車載	携帯			車載	携帯			車載	携帯			車載	携帯
きぎょうちよう	10	1	1	すいどうずし (鎌倉水道営業所逗子分館)	5	3	2	すいどうちがさき (茅ヶ崎水道営業所)	10	5	3	すいどうやまと (大和水道営業所)	10	7	1
同	1	11	5	すいどうかまくら (鎌倉水道営業所)	1	11	5	すいどうひらつか (平塚水道営業所)	10	11	5	すいどうさがみはら (相模原水道営業所)	10	8	4
				すいどうふじさわ (藤沢水道営業所)	10	15	4	すいどうあつぎ (厚木水道営業所)	3	7	5	すいどうつくい (津久井水道営業所)	5	5	3
同	10	0	1	すいどういせはら (厚木水道営業所伊勢原分館)	5	3	2	すいどういせはら (厚木水道営業所伊勢原分館)	5	3	2	すいどうさがみはらみなみ (相模原南水道営業所)	10	6	1
きぎょうちよう (発電課)	10	0	1	きぎょうさがみこ (相模川水系ダム管理事務所分館)	25	0	2	きぎょうあしがら (酒匂川水系ダム管理事務所発電管理課)	50	3	2	きぎょうさがみがわ (発電総合制御所)	10	0	1



基地局と移動局（同一業務系統の場合）は、いずれとも通話可能。非常時には、あらゆる局相互の通話が可能

神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報 相互提供システムの運用に関する覚書

- (趣旨)
この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報(ヘリコプターテレビカメラ映像・高所監視カメラ映像・可搬型地球衛星映像等、以下同じ。)を神奈川県・横浜市・川崎市の三者(以下「三者」という。)で相互に送受信するに当たり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。
- (送受信の手続き)
第1条 地震5弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認められるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置を取るものとする。
2. 送信側は、前項の措置が完了したときは、映像情報を送信できる状態となったときは、原則として受信側に連絡を行うものとする。
3. 映像情報の送受信は、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続することにより行うものとする。
4. 映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

(映像情報等)

- 第3条 送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることとが出来る映像を選択して送信するものとする。
2. 受信側は、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。受信側から映像情報への変更依頼については、送信側に災害応急活動等の実施など依頼に基づく映像情報の送信が行えない事情のあるときは、送信側の事情が優先されるものとする。

(防災訓練等)

- 第4条 三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報受伝送訓練を通じ、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。
2. 前項の訓練は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

(目的外使用の禁止等)

- 第5条 受信により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

(協議事項等)

- 第6条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用時期)

- 第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月22日

神奈川県防災局長 橋本正俊
横浜市総務局長 中島弘善
川崎市建設局長 引野憲治

かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と株式会社ウェザーニューズ(以下「乙」という。)は、県民等との連携により、災害情報を円滑に集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公表し、県民等の災害対応を支援することにより災害被害の軽減を図る事業を「かながわ減災プロジェクト」(以下「減災プロジェクト」という。)と位置付け、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

(連携・協力の内容)

- 第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び県民等が災害情報を共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用
(2) その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項
(役割分担)

- 第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

(1) 甲の役割

ア 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

イ 甲の職員に対する減災プロジェクトへの参加の促進

(2) 乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築

イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2. 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
(費用の負担)

- 第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報(各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。)を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと
(2) 本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること
(3) 本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集する

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社 JDRONE（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
 - (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
 - (3) その他甲が必要とする業務に関すること
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請型目

(2) 要請内容

(3) 履行の場所

(4) 履行の期日又は期間

(5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先

(6) その他必要な事項

- 3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着場所の確保その他の協力をするものとする。

(報告の手続)

第3条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 この協定に基づく協力に従事した乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後

においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年10月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング17階

株式会社 JDRONE

代表取締役 酒井 哲広



災害時等における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社フレッシュハウス（以下「乙」という。）は、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、県の防災力向上に寄与し、災害等から県民の身体及び財産を守ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むとする。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
 - (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
 - (3) 防災訓練やその他の地域防災イベントに関すること
 - (4) その他甲が必要とする業務に関すること
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲及び乙が前条の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上、決定する。

(従事者の損害負担)

第4条 本協定に基づく業務に従事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第5条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その程度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 4年 1月 26日

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県 (以下「甲」という。)とNPO法人クライシスマップパース・ジャパン (以下「乙」という。)は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機 (航空法 (昭和27年法律第231号) 第2条第22項に規定する無人航空機をいう。) による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究の実施)

第2条 甲乙ともに平時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動も行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 無人航空機による被災状況の調査
 - (2) 無人航空機により撮影した情報を甲へ提供
 - (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
 - (4) 作成した地図データの甲への提供
 - (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 要請理由
 - (2) 要請内容
 - (3) 履行の場所
 - (4) 履行の期日又は期間
 - (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
 - (6) その他必要な事項
- 3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区弁天通4-57

株式会社フレッシュユハウス
代表取締役社長 中村 秀

その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなつたときは、速やかに乙に連絡するものとする。

5 乙は、乙の意思により航空法第132条に規定する飛行禁止空域において無人航空機を用いた活動するときは、事前に甲と乙とで協議を行い、甲の承認を得るものとする。

6 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離着場所の確保その他の協力をするものとする。

7 乙は甲が設置する災害対策本部航空機運用調整班との情報連携を密にする。

(活動報告等)

第4条 乙は、前条第1項に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、当該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。

2 乙は、前条第1項で得られた情報又は作成した地図を第三者に公開若しくは提供する場合には、甲の承認を得るものとする。

3 乙は、前条第5項に基づき乙が実施した業務によって得られた成果物は、甲と共有するものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第5項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、乙が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第6条 この協定に基づく活動による乙の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第7条 乙は、この協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じたものについては、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月20日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマップス・ジャパン
理事長 古橋 大地

災害時等における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築し、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し必要な事項を定めることにより、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
 - (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
 - (3) その他甲が必要とする業務に関すること
- 2 前項に定める甲の要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項に基づき甲からの要請に可能な限り協力するものとする。

4 甲は、第1項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、要請の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着

場所の確保その他の協力をするものとする。

(活動報告等)

第3条 乙は、甲からの要請に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、当該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 本協定に基づき乙が支出した交通費等の活動に必要な実費相当額については甲が負担するものとし、その他の費用については乙が負担するものとする。

(従事者の損害負担)

第5条 本協定に基づく業務に従事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるものほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都

災害時等における避難施設の情報提供に関する協定

度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間本協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区上野町1-12-301

一般社団法人 神奈川県ドローン協会
理事長 橋口 普

神奈川県(以下「甲」という。)と株式会社パカン(以下「乙」という。)は、災害時等における避難施設の情報提供に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害に備え、甲、神奈川県内の市町村(以下「市町村」という。)及び乙が互いに協力して、県民等に対して必要な情報を提供する方法を充実させ、災害による被害を最小化することを目的とする。

(協定内容)

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。ただし、市町村と乙の間において、本協定と別に、有効な協定等が締結されている場合は、当該内容を優先する。

- (1) 甲は、市町村と協力して、避難施設の開設状況等の情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲から提供された情報を乙の運営するインターネットサービス上に掲載するなどし、広く県民等に対し周知すること。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(2次利用)

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都千代田区永田町二丁目17-3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社パカン
代表取締役 河野 剛進

資料 3-3
(消防保安課)

市町村消防計画の基準

昭和41年2月17日消防庁告示第1号

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第十五号〔現行=第十四号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

(目的)

第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

(防災計画の大綱)

第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関すること。
- 2 防災のための調査に関すること。
- 3 防災教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 6 その他災害対策に関すること。

(消防計画の内容)

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

(消防計画の修正)

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

計画の種類別	計画の指針	計画の項目	別 表
一 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておくこと。	一 事務機構 (一) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構	

	く。	(二) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 二 災害時の消防隊の編成 (一) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (二) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
二 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	一 消防力等の現況 (一) 人員 (二) 施設 (三) 資器材 二 消防力等の増強 (一) 人員 (二) 施設 (三) 資器材 三 消防力等の更新 (一) 施設 (二) 資器材 四 施設及び資器材の整備点検 (一) 定期 (二) 災害後
三 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	一 消防地理調査 二 消防水利調査 三 災害危険区域等調査 四 被害想定図の作成
四 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	一 教育 (一) 学校教養 (二) 一般教養 (三) 委託教養等 二 訓練 (一) 基礎訓練 ア 規律訓練 イ 車両訓練 ウ 換法訓練 (二) 火災防ぎよ訓練 ア 基本訓練 イ 建物火災防ぎよ訓練 ウ 林野火災防ぎよ訓練 エ 船舶火災防ぎよ訓練 オ 車両火災防ぎよ訓練

<p>五 災害予防計画</p>	<p>災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。</p>	<p>カ その他火災防ぎよ訓練 (三) 水災防ぎよ訓練 ア 基本訓練 イ 水防訓練 ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練 (四) 救助救急訓練 ア 救助訓練 イ 救急訓練 (五) 総合防災訓練</p> <p>一 火災予防指導 (一) 防火管理者 (二) 危険物取扱主任者 (三) 消防設備士 (四) 各団体等 二 火災予防査察 (一) 査察対象物の指定 (二) 査察の実施 ア 定期査察 イ 臨時査察 ウ 特別査察 三 風水害等の予防指導 四 広報活動</p>
<p>六 警報発令伝達計画</p>	<p>異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。</p>	<p>一 火災警報 (一) 警報発令及び解除 (二) 警報の伝達及び周知 二 その他警報の伝達及び周知</p>
<p>七 情報計画</p>	<p>災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。</p>	<p>情報収集 情報報告及び連絡 情報広報 情報記録</p>
<p>八 火災警防計画</p>	<p>火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。</p>	<p>一 消防職員及び消防団員の招集 (一) 火災警報発令時 (二) 通常火災時 (三) 非常火災時 (四) その他火災時 二 出動 (一) たい察 (二) 通常火災 (三) 非常火災 (四) 応援 (五) その他 三 警戒 (一) 火災警報発令時 (二) 災害時 (三) その他</p>

<p>九 風水害等警戒計画</p>	<p>風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。</p>	<p>四 通信 (一) 平常時の通信体制 (二) 非常時の通信統制 五 望楼 (一) 望楼の指定 (二) 望楼発見区域図 六 火災防ぎよ (一) 危険区域 (二) 特殊建物 (三) 危険放射性物質 (四) 放射線物質 (五) 林野 (六) 船舶 (七) 車両 (八) その他</p>
<p>十 避難計画</p>	<p>住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。</p>	<p>一 消防職員及び消防団員の招集 二 出動 三 資器材の配備 四 監視警戒 五 事前措置の指示の方法 六 通信統制 七 応急給食</p>
<p>十一 救助救急計画</p>	<p>傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。</p>	<p>一 非常招集 二 出動 (一) 平常時 (二) 非常時 三 通信統制 四 医療機関等との協力体制 (一) 平常時 (二) 非常時</p>
<p>十二 応援協力計画</p>	<p>市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。</p>	<p>一 協定機関 (一) 地方公共団体 (二) 関係機関 (三) その他団体 二 応援の方法 三 資料の交換</p>

市町村消防計画の基準の制定について

昭和41年2月17日 自消乙教発第2号
各都道府県知事あて 消防庁次長

消防組織法第4条第15号〔現行＝第14号〕の規定に基づき、別添のとおり市町村消防計画の基準を定めたので、次の点を御了知のうえ、消防計画の作成について管下市町村をよりしく御指導願いたい。

記

1 この基準は、市町村の消防が消防組織法第1条に定める任務を遂行するために必要な計画の範囲と内容を定めたものである。

2 この基準は、10万都市を標準として策定したので、計画を作成する際には個々の市町村の実態に応じたものとする。

3 消防計画は、消防機関が消防活動を行なううえの基準的な指針となるものであるから、その計画は当該市町村の実態に即応して極力具体的、かつ、効率的に策定すべきものである。災害対策基準法に基づく当該市町村の地域防災計画の内容と密接な関連性を保つておくべきでないものとする。

その消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎを中核とした消防の業務計画に、消防機関が火災以外の災害の防除又は災害による被害を軽減するための事項を具備した消防の全体計画とするものである。

4 消防計画の大綱は、第3条のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

(1) 防災活動の成果をあげるためには、事前に災害に対処できる人員、施設、および資器材の整備に万全を期すること。

(2) 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の軽減を図るためには、消防地理、消防水利および危険区域等を事前に調査し、過去の災害による実態等を考慮した被害想定図を作成しておくこと。

(3) 社会経済の進展は、消防活動を複雑多岐にしているので災害の態様に応じた防ぎよ訓練実施計画を樹立するとともに消防職団員に対し、教養基準にのっとりた教養を修得させるよう具体的に計画すること。

(4) 水災、火災その他災害の発生前における予防、警戒又は発生後における防ぎよは、消防活動上の基準をなすものであるから過去の災害における経験を活かした周密な計画をたて、消防職団員をこれに習熟させておくものとする。

(5) 避難は、国民の身体、生命に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討した避難計画を樹立するとともに、災害に際しては、傷病者を迅速に救助し、適切な応急処置および医療機関等への搬送ができる体制をたてておくこと。

(6) 消防機関の活動組織の明確化、通報報告等の情報系統の統制および応援協力体制の確立等市町村の災害対策に必要な事項を定めておくこと。

市町村は、消防計画を社会情勢の変化に応じて毎年検討し常に実情にそった計画とするものである。

6 消防計画の内容は、基準別表に定められているが、計画作成にあたっては、次の事項に留意すべきものである。

(1) 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

ア 平常時と非常時の区別は、原則として市町村の消防職団員を全員招集するまでに至らないものを平常時とするが、この区別は市町村が災害に対処し得る能力によって異なる扱いとすること。

イ 事務機構は、平常時、非常時ごとの事務分掌（指揮系統を含むものである。）をい、消防本部、署の場合にあっては係までの事務分掌とし、消防団の場合にあっては、消防団本部の係までの事務分掌とすること。なお、非常時における消防団の事務機構は、常備消防部について定めること。

ウ 災害時の消防隊の編成には、機器材の配備をも含めたものであること。

エ 非常災害時の部隊編成は、災害の態様により異なるが大別すれば、火災時、風水害等時、人為災害時の編成に区分されるものであること。なお、消防団に属する消防隊編成は、通常災害時と非常災害時の区分はしないが、消防団常備消防部設置の市町村は、区分するものであること。なお、計画には、災害時の対策本部、現場指揮本部等の編成が考慮されなければならない。

オ 訓練機関については、消防組織法第9条第4号の規定に基づき、市町村に設置されている訓練機関をいうものであること。なお、現在訓練機関が設置されているものは、東京消防庁消防学校、名古屋、京都、大阪、神戸の各市消防学校である。

(2) 消防力の整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防力の基準にのっとり当該市町村の社会構造の变化に対処できる増強計画とするが、計画は長期にわたることなく通常5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討し、補完されなければならないものとする。

ア 消防力等は、人員、施設、資器材をいい、施設は、機械、庁舎、水利、消防通信等で資器材は、ホース、吸管、消火薬剤等とし、計画策定時の現有勢力を把握しておくこと。

イ 消防力等の更新は、施設、資器材の現勢を更新するものであり、耐用年数と資器材の性能等を考慮した整備計画とすること。

ウ 施設及び資器材の整備点検は、消防訓練礼式の基準にのっとり、当該市町村の通常点検、特別点検の日時、点検者、点検対象種目、点検後の処置等について計画するものであること。

(3) 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防ぎよ活動を行うことができるよう定期又は臨時に消防地理、消防水利および危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した場合の被害想定図を作成するものである。

ア 消防地理調査は、消防活動をするうえでの地形、地物、道路、河川等の状況の変化について調査する計画とし、その際には消防機械等の配備についても併せて検討すること。

イ 消防水利調査は、消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防用水利の状況の変化について調査する計画を定めておくこと。

ウ 災害危険区域等の調査は、木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧

ガス、R I 等災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建築物、大規模木造建築物等の特殊建物について調査しこれを指定するために行なうものであること。

エ 災害危険区域等を指定したのちの事情の変化について定期又は臨時に調査する計画を定めておくこと。

オ 被害想定図は、水害時に被害が及ぼす範囲をあらゆる角度から検討し、その結果を図示しておくこと。

(4) 教育訓練計画

市町村の消防が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物にじた防ぎよ知識の習得と技能の錬磨を図るよう計画されなければならないものである。

ア 教育基準にのっとり消防職団員を消防学校あるいは消防大学の初任、現任、専科へ派遣する計画とその他職場教養、消防機関以外への委託教養等を実施する計画とすること。

イ 基準訓練は、消防職団員の基本となるものであるから、消防人の行為の基準たる徒歩訓練、礼式を反ぶく訓練し、消防諸般の要求に適応させる計画をたてるとともに、消防活動が有効適切に措置できるよう車両操縦、操法訓練は重点的に行なうよう計画をたてておくこと。

ウ 火災は、初期においてこれを防ぎよしなければならぬので、有事に際して迅速、適切な火災防ぎよ活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を対象とした訓練を重ね、消防技能の向上を図るための計画をたてておくこと。

(7) 基本訓練は、招集、出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、破かい消防、水損防止等について年度計画をたてること。

(4) 建物、林野、船舶、車両、その他危険物等の火災防ぎよ訓練の期日、訓練の種類、訓練の実施部隊等について年度計画をたてておくこと。

エ 水災に対処する消防機関の役割を十分に果たすことができるよう水災防ぎよについて演練し、熟達の域に達する計画をたてておくこと。

(7) 基本訓練は、招集、出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡、情報収集等の訓練について計画をたてておくこと。

(4) 水防訓練は、消防機関が行なう水防の総合訓練であり、その期日、実施場所、実施部隊等具体的に計画すること。

(7) 水害が発生した場合カーバイト等に起因する火災、炊事用、暖房用の燃料又はローソク等の火気使用による火災に対処する被災地の火災防ぎよ訓練計画をたてること。

オ 傷病者の救助、救急は、人命尊重が叫ばれている現今では重要なことであるので迅速な処置ができるよう訓練計画をたてること。

カ 大規模災害に対処するため、他の防災機関と合同して行なう総合訓練が予定される場合には消防機関として参加する計画をたてておくものであること。

(5) 災害予防計画

科学技術および産業経済の発達と社会生活の向上によって災害発生機械は逐年増加しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具および危険物等の予防検査を行なう一方、一般国民の災害予防に対する協力的体制を確立

させるものである。

ア 火災予防は、消防機関のみでは不十分であるので、民間人による自主的予防体制を確立し万全を期する必要がある。それには、定期又は臨時に防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士、又は各種団体等を対象とした講習、現地指導、消防相談等適切な指導が行なわれなければならないので実効性のある指導計画を樹立しておくこと。なお、各団体等とは、B・F・C、町会、婦人団体、業種別組合等であるが、防火管理者をおかない50人未満の消防対象物の所有者、管理者又は占有者等を含むものであること。

イ 常時区域内の消防対象物の状態を把握し、万一の場合に遺漏なきを期するため、消防対象物に立ち入ってその位置、構造、設備及び管理状況について検査し、危険な消防対象物に対する改修等の措置命令をすることは消防機関に与えられた重要な権限である。これを効果的かつ、合理的に行使できるよう、具体的な火災予防検査計画をたて万全を期さなければならぬものであること。

(7) 査察対象物は、林野、車両、船舶、建築物、工作物、危険物等（高圧ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質を含むものとする。）の対象物表を詳細に作成すること。

(4) 査察は、定期（年末年始、祭礼、新築、増築等で必要と認めるとき、又は住民等から要請があったとき）特別（緊急に査察を必要とするとき）に区分し、対象物、査察班の編成および任務分担、期間等についての計画をたてること。なお、査察報告、改修等の措置命令、資料提出等の平常業務は、本計画外とする。

ウ 風水害等の予防指導は、風水害等により被害が事前に想定できず又は被害発生を予想ができていない危険区域について予防指導パトロールを実施するための指導班の編成、受持分担地区等について計画すること。

エ 災害を未然に防止するには、地域住民の積極的な協力がえられなくてはならないので、常時の広報活動はもちろんのこと、年間の火災又は災害の多発時期あるいは災害予防運動期等に、消防機関による広報活動又は報道機関、民間団体等の協力による広報活動を計画しておくこと。

(6) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令および解除の基準を定め、その伝達および周知方法を計画するものである。

また、火災以外の警報を地域住民に周知させる機関として消防機関が指定されている（災害対策基本法第56条の規定に基づく市町村の伝達及び警告義務があらからじめ消防機関に委任されているとき。）場合には、警報の伝達および周知方法等について計画するものとする。

ア 火災警報信号は、消防法施行規則に規定され、発令条件基準は、「昭和24年4月12日付国消防管第136号消防信号の取り扱いについて」の通知より示されているが、地方的特殊事情を加味した発令条件および解除条件を定めること。

イ 火災警報信号の打鐘の責任者、サイレン吹鳴責任者、吹流し、旗、掲示板の設置場所掲示又は降下の責任者、口頭伝達の系統、広報車の活動範囲等を計画すること。

ウ その他の警報については、気象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報又

は警報の発令について市町村長から伝達を受けた場合、消防機関の下部機関に
対する伝達の責任体制を確立するとともに、それを地域住民に周知させる機
関として指定されているときには、周知方法（責任体制、広報車使用等）を確立
しておくこと。

(7) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが
的確に行われるための体制を確立しておくものである。

ア 災害情報収集については、下部機関における情報調査収集の責任体制を確立
しておくこと。

イ 災害情報報告および連絡については、消防機関が情報収集したものを市町村
長等に報告および連絡する責任体制を計画しておくこと。

ウ 災害の情報広報は、原則として市町村長が行なうが、火災の広報のようにあ
らかじめ市町村長よりゆだねられているか、あるいは、事実行為として広報活
動しているものについては、有線電話、広報車、口頭伝達、報道機関、掲示板等
を利用する時期、責任者の指定、受持分担地区等について計画すること。

エ 災害状況の調査表の様式、被害状況の記録写真の様式又は保存の方法について定め
ておくこと。

(8) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究および科
学的な理論と経験に基づき防ぎよ技術が最高度に発揮されなければならない。そ
れには、地形、地域別、構造的、気象別等の特異の火災に対処するため、消
防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防ぎよ効果を高度にあげ
るよう消防職団員に習熟させるものとする。

ア 火災を鎮圧するには、急速に、これに対処しなければならぬので、通常火
災時、非常火災時、火災警報時、その他火災時ごとに所要の消防職団員の人員
の確保、参集場所、招集地域、招集基準等について具体的に計画をたてておく
こと。

イ 出動計画は、出動区域、火災規模および特殊な消防対象ごとに出動人員、
出動車両等を定めるものであること。

(7) てい察出動は、望楼又は付近住民より怪煙報告又は通報があった場合に、
現場のてい察に当たらせるものとし、出動隊を地域ごとに定めておくこと。

(イ) 通常時、非常時の区分は、組織計画の災害時の区分によるものであるが、
市町村によっては通常出動を第1出動、第2出動等に区分することができる
ものであること。

(ウ) 応援出動には、残留警備力を考慮するとともにあらかじめ応援出動隊を指
定しておくこと。

(エ) その他の出動は、タンクローリー等の駆ぶくによる洗じょう及びガスもれ
等による危険排除のための特別な作業に対処する出動隊を定めておくものと
すること。

ウ 気象状況が悪化した場合、その他火災発生時の危険あるとき又は火災発生によ
って著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには嚴重な
警戒を実施し、消防自体の出動の迅速を図るとともに、巡ら警戒によって一般

人を指導し、あるいは災害の未然防止を図るため警戒班の編成、警戒の時期、
警戒場所等を定めておくこと。なお、災害発生の際における報告責任体制を確
立しておくこと。

エ 火災は、火災専用電話（119）、加入電話、火災報知機、かけつけ、望楼
等により、消防本部、署、市町村役場（消防団地区）が覚知したのうち、招集、
出動の指令、報告通報等の活動が、開始されるので、緊急な通信を確保するた
めの体制を確立しておくこと。なお、計画策定にあたっては、火災専用電話、
加入電話が同一市町村内で入り乱れて通信される区域あるいは、火災専用電話
が他市町村の消防機関に通信される地域等の特殊事情が配慮されなければならない。

(7) 平常時、非常時における消防通信の区分は、その内容の緩急、重要度によ
り異なるが、平常時においては、呼出信号の統制、通信施設の使用の区分通
信の優先順位等を定めておくこと。

(イ) 非常時においては、通信施設を最高度に発揮できるよう緊急通信を確保す
るため通信の優先順位を定めておくこと。

オ 望楼は、火災の早期発見上欠くことができないものであるから、異常気象時、ある
いは火災多発期における望楼勤務体制を確立しておくこと。

(7) 望楼は、各所に点在しているが、平常時は特別な地域の望楼のみに依存し
ているのが実績であるので、見張警戒をする望楼を指定し、（平常時、異常
気象時、火災多発期別とする。）望楼勤務時間等を定めておくこと。

(イ) 望楼発見区域図は、発見の可能地域、困難地域、不能地域を望楼ごとに色
別図を作成するものとする。

カ 火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命
危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、危険物、放射性物質等これ
に対処する火災防ぎよ体制を確立するとともに、林野、船舶、車両等についても
地方的要素をとり入れた火災防ぎよ計画を策定しなればならぬものである。
については、計画を策定する際には、各種事業を綿密周到に検討し、市町村
の消防力に応じた防ぎよ計画を確立することが望まれるので、次の点に留意し
て検討されなければならないものであること。

a 防ぎよに必要な消防力の予定数および出動隊

b 各隊の到着時および部署すべき予定水利

c 人命検索および救助計画（火災に伴う小規模なもの）

d 各隊の侵入方法、防ぎよ担当

e 延焼防止のため消防力を集中する場所

f 破かい消防を行なう場合の破かい箇所

g 飛火警戒の方法

h 避難誘導および予定場所

i 断滅水時、多発時、降雪時、烈風時等の場合の方策

j 特殊事情に対処する方策

(7) 危険区域の火災防ぎよ計画は、調査計画により指定されている危険区域に
ついて計画図を作成すること。

(イ) 特殊建物は、各種消防事象より判断して延焼拡大のおそれのある建物ある
いは人命に対する危険性が潜在する建物等で火災防ぎよ活動に困難性がある

建物の防ぎよ計画図および建物配置図を作成すること。

(7) 危険物の中には、水による消火不可能な化学製品等多数存在するので延焼物件に応じた防ぎよ計画図を作成すること。なお、危険物には、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物を含むものとする。

(8) 放射性物質は、時代の要求にしたがい、ますます増加の一途をたどりつつあり、消防隊員のみならず一般住民に及ぼす影響が大きいのので、貯蔵、使用場所の確認と汚染による損害を軽減するための防ぎよ計画を定めておくこと。なお、計画策定にあたっては、取り扱っている建物の平面図、立面図、配置図を作成し、防ぎよ計画には、水利部署、進入口等を関係者と打ち合わせ、危険物非除に留意した計画とすること。

(9) 林野火災防ぎよには、点在する林野の種別を色別とした防ぎよ線設定箇所を図示すること。なお、林野火災には、通常山風、谷風があり、海岸の林野には海風の影響があるので、地方的要求に応じて災害発生のおそれのある林野を指定し、防ぎよ計画を作成するものである。

(10) 船舶、車両の火災防ぎよは、船舶にあつては、出入する標準船舶、車両にあつては、標準客、貨車又は特殊自動車を対象とした防ぎよ計画を作成すること。

(11) その他には、地下鉄、地下街、地下車庫、変電所等で当該消防機関が特に必要と認めるものの防ぎよ計画を作成すること。なお、水利統制を必要とする場合は計画しておくものとする。

(9) 風水害等警防計画

風水害は大部分が台風あるいは出水に起因するものであり、水害、風害、高潮等による損害は各般に及ぶものである。更に、集中豪雨による地すべり等、降雪による雪害、又は地震等による被害が予想される。このような災害に対処するための体制には、災害対策基本法の施行に伴い、すでに、国、都道府県、市町村において確立されているところであるが、消防機関の役割については、地域の実情に即応し、かつ臨機応変の活動ができるような計画とし、活動面でそごをきたさないよう配慮が必要がある。

ア 災害発生のおそれのあるとき又は発生した場合に緊急対策あるいは、災害を防止し又は軽減するため、所要の消防職団員の確保、参集場所、招集地域又は招集基準等について定めること。

イ 災害警戒態勢は、気象情報および情報収集により入るので、関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予想される地域に資器材を適切に配備する計画を定めておくこと。なお、資器材の配備の際に使用する車両の台数および借上先等の公用調達についてもあらかじめ定めておくものとする。

ウ 災害を未然に防止し、直ちに防ぎよ活動が行われるよう、警報命令下の監視警戒を重点的に行ない、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定めておくこと。

エ 監視警戒を行なうための時間、場所、人員、警戒巡視の順路等について定めておくこと。

(1) 河川堤防又は高潮に対する警戒基準を定めておくこと。

(2) 監視警戒中の災害の発生および異常現象を発見した場合の通報の責任体制、

利用手段等を定めておくこと。

エ 事前措置の指示には、災害の発生のおそれのあるとき又は災害の発生したときその災害を拡大させると思われる設備、又は物件の所有者、占有者に対する消防機関が行ない得る範囲とその方法を定めておくこと。

オ 通信統制は、原則として消防の保有する通信手段により実施するが、特に風水害時の通信体制については危険地域の現場からの電話有線放送など利用できる施設を指定しておくこと。なお、風水害時には、有線の使用不能が予想されるので隣接市町村とも協議して、消防無線および携帯無線の有機的な活用を図り、被災地との情報連絡が直ちに入手できるよう計画しておくこと。

カ 風水害等の警戒は火災時と異なり、消防職団員を長期に警戒又は防ぎよに当らせるので、消防職団員の応急給食、又は飲料水の確保について十分な配慮を必要とする。それがためには、応急給食の調達方法等を事前に定めておく必要があるもので、災害の程度に応じた適切な計画をたてておくこと。

(10) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくこと。

ア 避難の指示勧告は、市町村長から消防機関にあらからじめ委任されている範囲について定めるものであること。

イ 地域の実績に即したたた河川の水位の状況、降雨の度合等から事前避難、緊急避難、収容避難に区分されるが、その勧告、指示の基準をあらかじめ定めておくこと。

ウ 避難の勧告、指示があつたとき迅速に誘導措置ができるよう各地区又は部落単位ごとに第1次第2次の避難先、避難経路、誘導責任者、避難に使用する資材を定めておくこと。

エ 避難所を開設し、避難住民を収容したときに、更に避難所が危険の場合は、直ちに第2次避難所に移せるよう各避難所ごとの警戒員を定めておくこと。

(11) 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくものとする。

ア 本計画には、消防機関が救助、救急に対処するものについて策定するものがあるが、火災又は風水害等に伴う小規模の救助、救急については、それぞれの計画において定めるも支障ないものであること。

イ 災害が発生したとき、消防職員の非番員又は消防団員を招集し、救助、救急にあたらせるための招集計画を定めておくこと。

ウ 出動計画は、平常時、非常時に区分すること。

エ 災害発生時に有機的な救助、救急活動ができるよう通信には内容の重要度に応じた優先順位を定めておくこと。

オ 地域住民を救助、救急した場合直ちに医療処置ができるよう医療機関と事前

に協力体制を確立しておくこと。

(7) 救急医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(1) 非常時の際における救急医療機関以外の医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(9) 非常時には、災害のため医療機関の機能が不足し、あるいは混乱し、治療の途がとぎざされることが予想されるので、災害による傷病者に対する応急処置が実施できるような次の事項を中心とした計画をたてておくこと。

- a 医療班（医師、看護婦）の編成
- b 医薬品の確保
- c 応急救護所の指定
- d その他

(12) 応援協力計画

災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができないので相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておくこと。なお、応援協力は、口頭又は慣習によることなく、必ず、文書をもって締結しておくものとする。

- ア 協定機関とは、協定している市町村、警察、海上保安部、日赤、自衛消防隊、カス会社、電力会社等をさすものである。
- イ 応援の方法として、応援する場合と応援を受ける場合とがあるが、いずれの場合でも応じられる体制を計画に定めておくこと。
- (7) 双方の連絡先、電話番号、連絡責任者を定めておくこと。
- (4) 具体的な応援部隊の人員及び機器材の数を定めておくこと。
- (9) 応援部隊の集結場所および誘導方法について定めておくこと。
- ウ 応援協力には、双方の資料および図面等が必要であるので、詳細な資料を交換するよう定めておくこと。

震災対策に係る市町村消防計画の見直しについて

昭和54年12月6日消防第125号各都道府県
消防主管部長あて消防庁消防課長通達

大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)の施行により、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定をはじめ、種々の対策が推進されているところであり、消防機関においても、警戒宣言等が発せられた場合の地震防災応急対策及び地震発生時における活動計画について、鋭意御検討中のことと思考するが、消防機関の消防計画については、左記事項に留意のうえ、地域の実情に応じた見直しを行い、万全を期すよう、よろしく御指導願いたい。

なお、地震防災対策強化地域以外の市町村にあっては、この際、必要な見直しを行うよう、よろしく御指導願いたい。

記

1 組織計画について

警戒宣言が発せられた場合、消防機関は、総力を挙げて警戒態勢をとることになるが、そのための事務機構及び部隊編成を定めておくこと。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 地震予知情報、警戒宣言が発せられた旨の情報等の処理手順について具体的に定めておくこと。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合においては、市町村に警戒本部が設定されるほか、各防災関係機関も警戒態勢をとるので、これらの機関との連携体制については十分に配慮すること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、通信、交通が混乱することも予想されるので、消防職団員の非常召集の連絡方法、集合場所、輸送手段等については、このような事態をも考慮したものとする。

2 消防力の整備計画について

- (1) 現行の整備計画を震災対策の観点から再検討し、必要な消防力を早急に整備するものとする。
- (2) 震災時における消防活動に必要な庁舎(非常電源装置等を含む)等の耐震性及び耐火性の強化を図ること。
- (3) 震災時には、消火栓は水圧の不足等の事態が予想されるので消火栓のみに偏らない水利配置を考慮すること。また、避難地、避難路等周辺における消防水利については、特に充実すること。
- (4) 警戒宣言等が発せられた場合は、庁舎、機械器具等の点検等を行うほか、積載器具の増強(例えば、ホースの増載等)等の措置を講ずること。また、緊急水利については、大規模地震対策特別措置法附則第六条による改正後の消防法第三十六条の二を活用して事前に確保を図るものとする。

3 調査計画について

消防地理、消防水利、災害危険区域等については、常に最新の状況を把握しておくとともに、地震時において予想される道路災害、水利障害等の消防活動上の生じらるるについても把握しておくこと。

4 教育訓練計画について

警戒宣言が発せられた場合及び震災時における迅速、適切な消防活動を確保するため、消防職団員に対し、必要な知識を習得させ、また十分な訓練を実施しておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 消防職団員に対して実施すべき教育の主な内容は次のとおりである。
 - ア 警戒宣言等の性格及びこれに基づきとらられる措置の内容
 - イ 予想される自信及び津波に関する知識
 - ウ 警戒宣言等が発せられた場合並びに震災時における消防機関及び関係機関の活動計画
- (2) 警戒宣言等が発せられた場合及び地震が発生した場合を想定し、それぞれの場場合に消防機関としてとるべき対策について、図上及び実地訓練を実施すること。

5 災害予防計画について

- (1) 震災時の被害を最小限度にとどめるためには、自信による火災の発生を防止することが最も肝要であるので、あらゆる手段をもって、出火防止の徹底を図ること。特に石油ストーブ等の耐震化並びに地震発生時における火気に対する注意及び初期消火の徹底を図ること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第七条により地震防災応急計画の作成を義務づけられている防火対象物、危険物施設等に対する計画の作成及びこれに基づく自主防災体制の確立の指導を行うこと。
- (3) 震災時において予想される火災の同時多発、救急、救助要請の多発に対しては、消防機関の活動のみでは十分に対応できない事態も予測されるので、特に初期消火及び負傷者の救出、救護の面における、住民の自主防災組織活動について育成指導を図ること。

6 警報発令伝達計画について

警戒宣言等の伝達については、市町村の計画に定めるところにより、消防機関の任務とされることが予想されるが、その場合には、警報伝達の方法について具体的に定めておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) サイレン、警鐘により地震防災信号を発する場合には、その信号の趣旨を事前に十分周知しておく必要があること。
- (2) 居住者等に対する広報を行う際には、特に不正確な情報の流布によるパニックを避けるため、テレビ、ラジオ等を利用するように呼びかけること。

7 情報計画について

警戒宣言が発せられた場合又は震災時において消防機関の活動を効果的に実施するためには、迅速で正確な情報の収集が必要であるので、あらゆる手段(高所見張や巡回の実施、自主防災組織の活用等)により情報の収集につとめること。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 情報の収集項目及びその優先順位を明確にしておき、また、収集した情報の処理伝達方法等について具体的に定めておくこと。
- (2) 誤報等による混乱を防止するため、情報の収集にあたっては、情報の発信者(出所)を記録し、また、重要な情報は、必要に応じ、複数のルートにより確認の措置をとるものとする。
- (3) 通信体制の混乱が予想されるので、状況に応じ、無線の通信統制を行うほか、極力二次、三次の代替通信手段を確保するものとする。

8 火災警防計画について

- (1) 調査計画より把握した管内の状況をふまえ、消防署所及び資器材の配置状況、震災時使用可能水利、避難地及び避難路、重要対象物、大量危険物施設等の震災時における火災警防活動上必要な事項を表示した基本図を作成すること。

(2) 警戒宣言が発せられた場合には、必要に応じ、事前に人員、資器材を要所に配置し、警戒される等の措置をとること。

- (3) 震災時には、同時多発火災が想定されるので、火災警防活動の基本を人命の安全確保と延焼防止におき、消火力の効率的な運用に配慮すること。
 - ア 部隊運用については、震災時における各種の事態を想定し、それぞれの場合の運用要領に定めること。

イ 一件の火災に対して出動することが可能な部隊数は限られるので、飛火警戒その他については自主防災組織等の活用など、つとめて住民の協力を得るものとする。

9 津波、崖崩れ等の対策について

地震による津波、崖崩れ、堤防の決壊等により被害が予想される地域については、市町村の計画において、警戒宣言が発せられた地点で、事前の避難を行わせることとなるが、その他の地域にも被害が及ぶ危険が生じた場合に備えて、人命保護を最優先とした警戒及び避難に関する活動要領を定めておくこと。

10 避難計画について

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合の避難については、消防機関は、市町村の計画に定めるところにより、関係機関と連携して住民の誘導等を行うこととなるが、この場合の具体的な活動を定めておくこと。

(2) 避難地、避難路、避難の心得の周知を図るとともに、避難訓練を実施し、自主防災組織等を中心とした避難誘導体制を確立しておくこと。

11 救急・救助計画について

震災時には、救急・救助要請が多発し、消防機関のみでは十分な対応ができない場合も予想されるので、特に次の事項に留意すること。

- (1) 震災時においては、地域ぐるみの救助活動が行われるよう、自主防災組織等の育成を図るほか、住民、医療機関等の協力を得て、一時的な救助を行う仮救護所を多数設置することとするなど、効率的な救急・救助体制の確立を図ること。
- (2) 多数の者が出入りする地下街、高層建築物等に対しては、自衛の救急・救助体制の整備を図るよう指導すること。

(3) 医療機関等との連携は、特に重要であるので、関係機関の協力を得て、震災時に予想される各種の事態をふまえた十分な連携体制を確立しておくこと。

12 応援協力計画について

応援協定は、震災時に予想される各種事態をふまえ、必要な見直しを行うこと。

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	備有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象	
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他
1	横浜市	生妻小学校	鶴見区生妻四丁目15-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	横浜市	鶴見小学校	鶴見区向井町2-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見中央三丁目19-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	横浜市	瀬田小学校	鶴見区向井町3-82-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	横浜市	下野台小学校	鶴見区下野台町2-49	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	横浜市	小瀬小学校	鶴見区下宮一丁目13-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	横浜市	生妻小学校	鶴見区生妻四丁目25-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	横浜市	生妻小学校	鶴見区上生妻二丁目9-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	横浜市	上生妻小学校	鶴見区上生妻二丁目24-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	横浜市	下生妻小学校	鶴見区下生妻二丁目25-6	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	横浜市	旭小学校	鶴見区北寺尾四丁目25-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	横浜市	鶴見小学校	鶴見区生妻三丁目17-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	横浜市	鶴見小学校	鶴見区生妻三丁目17-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	横浜市	矢向小学校	鶴見区矢向三丁目8-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	横浜市	入船小学校	鶴見区深町1-1-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	横浜市	寺島小学校	鶴見区寺島三丁目19-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	横浜市	汐入小学校	鶴見区汐入町2-36	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	横浜市	鶴見小学校	鶴見区生妻三丁目20-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見三丁目14-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見三丁目19-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	横浜市	上生妻小学校	鶴見区生妻三丁目21-21	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	横浜市	鶴見小学校	鶴見区生妻三丁目21-21	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	横浜市	鶴見小学校	鶴見区生妻三丁目21-21	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	横浜市	安富中学校	鶴見区安富一丁目8-24	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	横浜市	鶴見中学校	鶴見区中央三丁目14-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	横浜市	末吉中学校	鶴見区末吉六丁目13-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	横浜市	鶴見中学校	鶴見区生妻三丁目19-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	横浜市	生妻中学校	鶴見区生妻三丁目1-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	横浜市	瀬田中学校	鶴見区向井町4-83	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	横浜市	鶴見中学校	鶴見区宮前町23-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	横浜市	上の宮中学校	鶴見区上の宮一丁目26-33	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	横浜市	三ツ沢小学校	神奈川区三ツ沢中町4-17	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	横浜市	一谷小学校	神奈川区平山町11-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	横浜市	巻ヶ谷小学校	神奈川区巻ヶ谷1-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町16	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	横浜市	女子小学校	神奈川区新大塚一丁目36-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	横浜市	白鶴小学校	神奈川区白鶴上町11-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	横浜市	鶴見小学校	神奈川区六角橋二丁目34-19	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	横浜市	高草小学校	神奈川区高草二丁目5-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	横浜市	鶴見第一小学校	神奈川区生妻三丁目15-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	横浜市	大口小学校	神奈川区大口仲町460	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町34-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町三丁目35-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町三丁目34-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	横浜市	中丸小学校	神奈川区神大寺三丁目17-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
47	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町935	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
48	横浜市	鶴見小学校	神奈川区鶴見町174	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
49	横浜市	南大寺小学校	神奈川区南大寺二丁目9-16	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50	横浜市	鶴見中学校	神奈川区鶴見町3-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
51	横浜市	鶴見中学校	神奈川区鶴見町7-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	横浜市	鶴見中学校	神奈川区鶴見町三丁目10-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	横浜市	鶴見中学校	神奈川区鶴見町141	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	横浜市	鶴見中学校	神奈川区三ツ沢下町30-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	横浜市	鶴見中学校	神奈川区鶴見町5-33-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
56	横浜市	鶴見中学校	神奈川区宮前町2017	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
57	横浜市	鶴見小学校	鶴見区巻ヶ谷69	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
58	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町220	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
59	横浜市	鶴見小学校	鶴見区中央三丁目27-7	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
60	横浜市	鶴見小学校	鶴見区平沼二丁目11-36	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
61	横浜市	鶴見小学校	鶴見区巻ヶ谷7	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
62	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町1-115	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
63	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町1-115	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
64	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町3-237	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
65	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町二丁目14-1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
66	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見町3-288	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
67	横浜市	鶴見中学校	鶴見区鶴見町27	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

資料 3-5-1(1)
(危機管理防災課)

市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表

令和5年4月1日現在

市町村名	施設数 (※)	災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所のうち、 対象とする異常な現象の種類毎の指定数(箇所)										合計	
		洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象				
横浜市	459	459	437	211	459	30	65	0	0	0	0	0	0
川崎市	195	175	95	59	191	33	10	175	174	0	0	0	0
相模原市	166	86	95	0	105	0	115	0	0	0	0	0	0
横浜須賀野市	79	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0	0	0
平塚市	56	56	13	11	55	0	10	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	129	78	78	21	81	8	24	77	80	0	0	0	0
小田原市	45	32	16	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	50	32	26	0	34	35	44	32	0	0	0	0	0
逗子市	82	26	28	0	20	16	6	0	0	0	0	0	0
二浦市	21	0	20	20	18	16	12	0	0	0	0	0	0
秦野市	26	3	21	0	25	0	24	0	0	0	0	0	0
厚木市	145	112	137	0	144	0	3	0	0	0	0	0	0
大和市	50	29	31	0	46								

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
139	横浜市	富士倉小学校	保土ヶ谷区岩井町307	-	-	-																	
140	横浜市	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷区神戸町129-4	-	-	-																	
141	横浜市	横子小学校	保土ヶ谷区山辺町65-1	-	-	-																	
142	横浜市	岩崎小学校	保土ヶ谷区岩崎町29-1	-	-	-																	
143	横浜市	初音が丘小学校	保土ヶ谷区藤塚町1-1	-	-	-																	
144	横浜市	釜小学校	保土ヶ谷区藤塚町1-10	-	-	-																	
145	横浜市	鎌川小学校	保土ヶ谷区鎌川三丁目18-1	-	-	-																	
146	横浜市	山崎小学校	保土ヶ谷区山崎町45	-	-	-																	
147	横浜市	山崎小学校	保土ヶ谷区山崎町1162	-	-	-																	
148	横浜市	上青田中学校	保土ヶ谷区上青田町780	-	-	-																	
149	横浜市	今井小学校	保土ヶ谷区今井町301-1	-	-	-																	
150	横浜市	袴台小学校	保土ヶ谷区袴台一丁目13-1	-	-	-																	
151	横浜市	常盤台小学校	保土ヶ谷区常盤町22-1	-	-	-																	
152	横浜市	上青田小学校	保土ヶ谷区上青田町一丁目51-1	-	-	-																	
153	横浜市	保土ヶ谷区立小中学校	保土ヶ谷区上青田町1422	-	-	-																	
154	横浜市	新井小学校	保土ヶ谷区上青田町1574-1	-	-	-																	
155	横浜市	田崎小学校	保土ヶ谷区川崎町1374-1	-	-	-																	
156	横浜市	家立小学校	保土ヶ谷区家立町	-	-	-																	
157	横浜市	徳成小学校	保土ヶ谷区新坂七丁目22-1	-	-	-																	
158	横浜市	藤ヶ谷小学校	保土ヶ谷区藤ヶ谷町243	-	-	-																	
159	横浜市	藤ヶ谷小学校	保土ヶ谷区藤本家一丁目4-1	-	-	-																	
160	横浜市	藤ヶ谷小学校	保土ヶ谷区藤本町1-1	-	-	-																	
161	横浜市	宮田中学校	保土ヶ谷区宮田町1-100	-	-	-																	
162	横浜市	藤谷中学校	保土ヶ谷区川崎町1208	-	-	-																	
163	横浜市	藤谷中学校	保土ヶ谷区川崎町1167-2	-	-	-																	
164	横浜市	岩崎中学校(高層階は桜丘高校)	保土ヶ谷区岩崎町1-1	-	-	-																	
165	横浜市	鎌川小学校	保土ヶ谷区平戸三丁目48-1	-	-	-																	
166	横浜市	新井小学校	保土ヶ谷区新井町43-7	-	-	-																	
167	横浜市	上青田中学校	旭区上青田町682	-	-	-																	
168	横浜市	二俣川小学校	旭区二俣川1-33	-	-	-																	
169	横浜市	南沢小学校	旭区南沢町781	-	-	-																	
170	横浜市	白根小学校	旭区白根一丁目9-1	-	-	-																	
171	横浜市	鶴岡小学校	旭区鶴岡町4-8	-	-	-																	
172	横浜市	希望ヶ丘小学校	旭区中希望が丘124	-	-	-																	
173	横浜市	鎌川小学校	旭区鎌川一丁目42	-	-	-																	
174	横浜市	本郷小学校	旭区本郷町16	-	-	-																	
175	横浜市	方崎が丘小学校	旭区大油町66	-	-	-																	
176	横浜市	今瀬小学校	旭区東瀬町829	-	-	-																	
177	横浜市	東希望が丘小学校	旭区東希望が丘155	-	-	-																	
178	横浜市	上川井小学校	旭区上川井町2813	-	-	-																	
179	横浜市	北が丘小学校	旭区北が丘110-1	-	-	-																	
180	横浜市	赤坂山小学校	旭区赤坂山199-2	-	-	-																	
181	横浜市	鎌谷中学校	旭区鎌谷町1丁目49-1	-	-	-																	
182	横浜市	中沢小学校	旭区中沢三丁目25-1	-	-	-																	
183	横浜市	赤坂山特別支援学校(旧赤坂山第二小学校)	旭区赤坂山011	-	-	-																	
184	横浜市	西の森中学校	旭区西の森町801	-	-	-																	
185	横浜市	不動丸小学校	旭区白根三丁目33-1	-	-	-																	
186	横浜市	川井小学校	旭区川井町32-2	-	-	-																	
187	横浜市	上白根小学校	旭区上白根二丁目45-1	-	-	-																	
188	横浜市	鎌谷中学校	旭区鎌谷町7	-	-	-																	
189	横浜市	鎌谷区立赤坂山中学校	旭区赤坂山335-2	-	-	-																	
190	横浜市	中沢小学校	旭区中沢一丁目8-1	-	-	-																	
191	横浜市	鎌谷中学校	旭区鎌谷町4	-	-	-																	
192	横浜市	鎌谷特別支援学校(旧鎌谷台小学校)	旭区鎌谷台二丁目1-1	-	-	-																	
193	横浜市	今瀬小学校	旭区今瀬町1879-2	-	-	-																	
194	横浜市	鎌谷小学校	旭区鎌谷台一丁目14-1	-	-	-																	
195	横浜市	鎌谷中学校(鎌谷台スポーツ文化クラブ)	旭区鎌谷台二丁目34-1	-	-	-																	
196	横浜市	方崎が丘中学校	旭区方崎が丘31	-	-	-																	
197	横浜市	鎌谷台小学校	旭区鎌谷台三丁目28-1	-	-	-																	
198	横浜市	今瀬小学校	旭区今瀬二丁目40-1	-	-	-																	
199	横浜市	南希望が丘中学校	旭区南希望が丘109-8	-	-	-																	
200	横浜市	今瀬中学校	旭区今瀬東町825	-	-	-																	
201	横浜市	本郷中学校	旭区本郷町1979	-	-	-																	
202	横浜市	白根小学校	旭区上白根二丁目47-1	-	-	-																	
203	横浜市	滝崎小学校	鎌子区丸山二丁目25-1	-	-	-																	
204	横浜市	園村小学校	鎌子区園村四丁目7-1	-	-	-																	
205	横浜市	鎌子小学校	鎌子区久木町1-1	-	-	-																	
206	横浜市	流小学校	鎌子区流子谷23-1	-	-	-																	
207	横浜市	杉田小学校	鎌子区杉田一丁目8-1	-	-	-																	
208	横浜市	鎌子小学校	鎌子区西町2-46	-	-	-																	
209	横浜市	鎌子小学校	鎌子区森三丁目11-1	-	-	-																	

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他			
68	横浜市	鎌子中学校	西区北鎌井24	-	-	-																	
69	横浜市	本郷小学校	中区花咲町3-86	-	-	-																	
70	横浜市	山元小学校	中区山元町3-152	-	-	-																	
71	横浜市	北方小学校	中区山崎町36	-	-	-																	
72	横浜市	北方小学校	中区藤塚町29	-	-	-																	
73	横浜市	大島小学校	中区本牧町1-251	-	-	-																	
74	横浜市	関内小学校	中区本牧町159-1	-	-	-																	
75	横浜市	立野小学校	中区立野76	-	-	-																	
76	横浜市	本牧南小学校	中区本牧元町44-1	-	-	-																	
77	横浜市	本牧小学校	中区本牧和国5-1	-	-	-																	
78	横浜市	鎌谷区立中学校	中区本牧町1-84	-	-	-																	
79	横浜市	鎌谷中学校	中区山下町241	-	-	-																	
80	横浜市	仲屋台小学校	中区仲屋台23	-	-	-																	
81	横浜市	女子社会事業学校	中区山崎町221	-	-	-																	
82	横浜市	旧富士台小学校	中区山崎町3-9	-	-	-																	
83	横浜市	南吉田小学校	南区高根町2-14	-	-	-																	
84	横浜市	石川小学校	南区中村町1-66	-	-	-																	
85	横浜市	日枝小学校	南区日枝町1-206-1	-	-	-																	
86	横浜市	日枝小学校	南区山王町3-31	-	-	-																	
87	横浜市	鎌田小学校	南区鎌田町1020	-	-	-																	
88	横浜市	鎌田小学校	南区大根町1-40	-	-	-																	
89	横浜市	井土ヶ谷小学校	南区井土ヶ谷上町2-1	-	-	-	</																

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
564	川崎市	高津小学校	高津区高津4-19-1	4,696	2,348																		
565	川崎市	久地小学校	高津区久地4-2-1	3,350	1,675																		
566	川崎市	下谷田小学校	高津区下谷田5-19-1	2,814	1,407																		
567	川崎市	藤小中学校	高津区藤1-200	5,192	2,596																		
568	川崎市	橋小学校	高津区十年1024	5,140	2,570																		
569	川崎市	藤作小学校	高津区藤作1-9-1	2,458	1,229																		
570	川崎市	東本小学校	高津区東本8-8-1	5,016	2,508																		
571	川崎市	松谷小学校	高津区久本1-11-2	4,429	2,214																		
572	川崎市	久本小学校	高津区久本3-11-3	4,270	2,135																		
573	川崎市	市立高津南中学校	高津区久本1-11-1	6,522	3,261																		
574	川崎市	東高津小学校	高津区東高津1-1-1	3,364	1,682																		
575	川崎市	東高津小学校	高津区北高津2-5-1	4,688	2,344																		
576	川崎市	坂戸小学校	高津区坂戸1-18-1	3,476	1,738																		
577	川崎市	藤橋中学校	高津区藤橋1700	3,840	1,920																		
578	川崎市	久東小学校	高津区久東647	4,388	2,194																		
580	川崎市	横ヶ谷小学校	高津区横ヶ谷4-12	4,076	2,038																		
581	川崎市	高谷小学校	高津区高谷92-14-1	3,198	1,599																		
582	川崎市	上谷田小学校	高津区上谷田599	3,662	1,831																		
583	川崎市	南原小学校	高津区上谷田796	2,940	1,470																		
584	川崎市	高前中学校	高津区高前2-2	4,842	2,421																		
585	川崎市	大森中学校	高津区高前19-18-3	4,326	2,163																		
586	川崎市	高前小学校	高津区高前3-14-1	3,886	1,943																		
587	川崎市	高前小学校	高津区高前3-18-2	3,972	1,986																		
588	川崎市	高前小学校	高津区高前7-4-1	4,472	2,236																		
589	川崎市	高前小学校	高津区高前7-6-1	3,662	1,831																		
590	川崎市	高前小学校	高津区高前5-12-1	3,620	1,810																		
591	川崎市	高前小学校	高津区高前2-2	4,238	2,119																		
592	川崎市	高前小学校	高津区大森3-11	4,480	2,240																		
593	川崎市	高前小学校	高津区高前107	4,832	2,416																		
594	川崎市	高前小学校	高津区高前30-9	4,236	2,118																		
595	川崎市	高前中学校	高津区高前12-2-1	4,292	2,146																		
596	川崎市	高前小学校	高津区高前10-10-1	2,798	1,399																		
597	川崎市	高前小学校	高津区高前12-19-1	4,132	2,066																		
598	川崎市	高前小学校	高津区高前12-12-1	2,992	1,496																		
599	川崎市	高前小学校	高津区高前2-10-1	4,132	2,066																		
600	川崎市	高前小学校	高津区高前1-5-1	3,676	1,838																		
601	川崎市	高前小学校	高津区大森7-7-1	3,148	1,574																		
602	川崎市	高前小学校	高津区大森1-10-1	3,480	1,740																		
603	川崎市	高前小学校	高津区高前13-1	3,140	1,570																		
604	川崎市	高前小学校	高津区大森1-3-1	3,096	1,548																		
605	川崎市	高前中学校	高津区高前15-11-1	4,312	2,156																		
606	川崎市	高前中学校	高津区高前1-1	3,192	1,596																		
607	川崎市	高前中学校	高津区高前3-15-1	3,172	1,586																		
608	川崎市	高前小学校	高津区高前1-6-1	4,302	2,151																		
609	川崎市	高前中学校	高津区高前1-1	3,208	1,604																		
610	川崎市	高前小学校	高津区高前3-18-1	4,174	2,087																		
611	川崎市	高前小学校	高津区高前7-28-1	2,752	1,376																		
612	川崎市	高前小学校	高津区高前12-1-1	3,270	1,635																		
613	川崎市	高前小学校	高津区高前1-22-1	3,458	1,729																		
614	川崎市	高前小学校	高津区高前1329	3,380	1,690																		
615	川崎市	高前中学校	高津区高前11-16-1	4,768	2,384																		
616	川崎市	高前中学校	高津区高前12-12-1	4,328	2,164																		
617	川崎市	高前小学校	高津区高前23-1	2,638	1,319																		
618	川崎市	高前小学校	高津区高前12-19-1	4,260	2,130																		
619	川崎市	高前中学校	高津区高前2-5420-2	5,206	2,603																		
620	川崎市	高前小学校	高津区高前1-29-1	4,538	2,269																		
621	川崎市	高前小学校	高津区高前3-6-4	2,998	1,499																		
622	川崎市	高前小学校	高津区高前4-9-1	3,764	1,882																		
623	川崎市	高前小学校	高津区高前1-4-1	3,672	1,836																		
624	川崎市	高前小学校	高津区高前3-1-1	3,534	1,767																		
625	川崎市	高前中学校	高津区高前28-1	3,384	1,692																		
626	川崎市	高前小学校	高津区高前2-1	4,132	2,066																		
627	川崎市	高前小学校	高津区高前1-1-1	3,340	1,670																		
628	川崎市	高前小学校	高津区高前3-25-1	2,972	1,486																		
629	川崎市	高前中学校	高津区高前1-4-2-1	2,828	1,414																		
630	川崎市	高前中学校	高津区高前1-154-1	4,308	2,154																		
631	川崎市	高前小学校	高津区高前12-2-1	4,370	2,185																		
632	川崎市	高前小学校	高津区高前1-2-1	4,290	2,145																		
633	川崎市	高前中学校	高津区高前15424-12-1	3,352	1,676																		
634	川崎市	高前小学校	高津区高前15-24-7	3,246	1,623																		

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
493	川崎市	高前小学校	川崎区高前14-1	4,224	2,112																		
494	川崎市	高前中学校	川崎区高前2-21-7	4,168	2,084																		
495	川崎市	高前小学校	川崎区高前11-20	2,830	1,415																		
496	川崎市	高前中学校	川崎区高前3-1	1,152	576																		
497	川崎市	高前中学校	川崎区高前3-19-11	3,336	1,668																		
498	川崎市	高前小学校	川崎区高前12-24	4,132	2,066																		
499	川崎市	高前小学校	川崎区高前11-21	2,862	1,431																		
500	川崎市	高前中学校	川崎区高前11-1	3,944	1,972																		
501	川崎市	高前小学校	川崎区高前13-15-1	2,796	1,398																		
502	川崎市	高前小学校	川崎区高前15-25-1	2,970	1,485																		
503	川崎市	高前小学校	川崎区高前11-1	2,918	1,459																		
504	川崎市	高前小学校	川崎区高前1-20-1	3,116	1,558																		
505	川崎市	高前中学校	川崎区高前2-1-2	4,706	2,353																		
506	川崎市	高前中学校	川崎区高前2-1	3,786	1,893																		
507	川崎市	高前中学校	川崎区高前3-3-1	10,210	5,105																		
508	川崎市	高前中学校	川崎区高前18-13	3,918	1,959																		

番号	市町村名	遊戯場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定遊戯所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
849	横濱市	城北小学校グラウンド	平作1-6-1	16,569	6,225																		
850	横濱市	衣笠中学校グラウンド	平作2-31-1	24,303	9,410																		
851	横濱市	横濱市立総合センター	平作2-28-10	14,883	5,375																		
852	横濱市	横濱市立総合センター	公郷町3-11-7	19,847	9,924																		
853	横濱市	公郷小学校グラウンド	公郷町4-5	19,215	7,266																		
854	横濱市	横濱市立工業高校グラウンド	公郷町4-10	39,757	15,001																		
855	横濱市	公郷中学校グラウンド	公郷町5-81	14,993	5,633																		
856	横濱市	公郷小学校グラウンド	公郷町1-1	13,033	6,955																		
857	横濱市	大友館中学校グラウンド	森崎5-14-2	25,503	10,424																		
858	横濱市	市立公郷地	大友館6-1033	200,848	130,424																		
859	横濱市	市立横濱大津中学校グラウンド	大津町4-17-1	30,664	12,889																		
860	横濱市	大津中学校グラウンド	大津町5-2-1	16,336	6,675																		
861	横濱市	大津公園	大津町5-4-1	46,387	23,184																		
862	横濱市	大津小学校グラウンド	大津町5-3-1	17,209	6,484																		
863	横濱市	大津小学校グラウンド	大津町4-10-1	14,581	5,274																		
864	横濱市	馬場中学校グラウンド	馬場町4-10-2	24,832	10,431																		
865	横濱市	伊豆小学校グラウンド	探ヶ丘1-50-1	16,276	6,923																		
866	横濱市	大友館小学校グラウンド	小田町3-1	51,172	22,071																		
867	横濱市	防葉小学校グラウンド	志水1-10-20	115,643	52,460																		
868	横濱市	横濱市立麻科大学グラウンド	浦上4-4-1	18,557	9,197																		
869	横濱市	横濱市立南郷	南郷町1-1	19,296	8,023																		
870	横濱市	横濱市立南郷	南郷町1-6	23,449	9,708																		
871	横濱市	鶴岡中学校グラウンド	鶴岡3-2-2	27,436	11,442																		
872	横濱市	旧上谷中学校グラウンド	鶴岡5-5-15	20,788	7,975																		
873	横濱市	鶴岡小学校グラウンド	清原3-8-1	13,261	5,247																		
874	横濱市	清原中学校グラウンド	清原3-26-1	23,717	9,900																		
875	横濱市	高坂小学校グラウンド	西浦原3-1-1	20,704	8,076																		
876	横濱市	久里浜中学校グラウンド	久里浜2-11-1	23,652	9,243																		
877	横濱市	横濱市立久里浜小学校グラウンド	久里浜6-1-1	48,277	20,038																		
878	横濱市	久里浜小学校グラウンド	久里浜6-6-1	22,794	9,077																		
879	横濱市	朝陽小学校グラウンド	久里浜6-7-1	24,717	10,302																		
880	横濱市	神明小学校グラウンド	神明町407	18,126	7,458																		
881	横濱市	神明中学校グラウンド	神明町903	23,674	9,974																		
882	横濱市	佐原2丁目公園	佐原2-2-10	29,364	14,422																		
883	横濱市	横濱市立南郷	佐原4-20-1	29,347	12,009																		
884	横濱市	横濱市立南郷	岩戸6-6-3	27,704	11,458																		
885	横濱市	横濱市立南郷	岩戸5-6-5	37,597	16,888																		
886	横濱市	横濱市立南郷	ハイランド2-41-1	20,368	7,921																		
887	横濱市	横濱市立南郷	野比2-2-1	15,512	7,214																		
888	横濱市	野比中学校グラウンド	野比4-4-1	28,605	12,222																		
889	横濱市	野比東小学校グラウンド	野比4-6-1	17,148	5,848																		
890	横濱市	長沢中学校グラウンド	長沢1-1	23,595	10,694																		
891	横濱市	長沢小学校グラウンド	長沢1-2-1	18,909	7,460																		
892	横濱市	横濱市立南郷	津久井4-4-1	31,731	13,361																		
893	横濱市	湘南国府津公園	湘南国府津1-2	10,653	5,275																		
894	横濱市	大磯中学校グラウンド	長谷4-2-1	24,108	9,870																		
895	横濱市	佐野小学校グラウンド	佐野6-1	19,710	7,959																		
896	横濱市	武山小学校グラウンド	太田和3-1-1	20,776	8,317																		
897	横濱市	武山中学校グラウンド	武3-31-1	21,525	8,229																		
898	横濱市	長谷公園	武3-33-1	18,407	9,203																		
899	横濱市	長谷小学校グラウンド	長谷5-9-1	16,286	6,024																		
900	横濱市	長谷中学校グラウンド	長谷1-12-1	18,128	6,593																		
901	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市高浜7-1	3,128	1,899																		
902	平塚市	高浜公園	平塚市高浜8-1	9,676	2,250																		
903	平塚市	平塚競輪場	平塚市久保5-1	5,346	1,240																		
904	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市久保2-1	3,158	1,880																		
905	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市高浜7-1	12,826	2,980																		
906	平塚市	高浜中学校	平塚市龍崎ヶ丘4-26	9,957	2,310																		
907	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市高浜12-7	18,734	4,370																		
908	平塚市	高浜小学校	平塚市北水辺4-1	5,128	1,420																		
909	平塚市	大磯高校	大磯町北町1-1	-	885																		
910	平塚市	高土屋小学校	平塚市中里10-1	8,645	2,010																		
911	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市中里3-1	7,056	1,830																		
912	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市中里50-1	10,324	1,400																		
913	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市津上ヶ丘10-10	15,550	3,620																		
914	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市津上ヶ丘5-1	12,555	2,440																		
915	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市津上ヶ丘4-3	6,969	1,610																		
916	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市津上ヶ丘8-1	7,016	1,620																		
917	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市天沼7-10	5,985	1,380																		
918	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市天沼2425	-	1,698																		
919	平塚市	平塚市立中央公園	平塚市中央1468-2	-	1,461																		

番号	市町村名	遊戯場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定遊戯所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
778	相模原市	緑小学校	南区新緑町4-10-23	1,439	872																		
779	相模原市	相模台公民館	南区新緑町4-1-3	2,129	1,280																		
780	相模原市	相模台公民館	南区新緑町5-1-10	2,273	1,377																		
781	相模原市	相模台公民館	南区新緑町1028-5	2,640	1,600																		
782	相模原市	相模台公民館	南区新緑町1540	1,936	1,173																		
783	相模原市	相模台公民館	南区新緑町11-1	1,936	1,173																		
784	相模原市	相模台公民館	南区新緑町25-1	2,400	1,454																		
785	相模原市	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8	2,400	1,454																		
786	相模原市	大野台公民館	南区大野台5-16-38	2,079	1,260																		
787	相模原市	大野台公民館	南区大野台8-1-15	2,002	1,213																		
788	相模原市	大野台公民館	南区大野台2-1	2,319	1,405																		
789	相模原市	大野台公民館	南区上鶴間1-5-1	2,015	1,221																		
790	相模原市	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1	1,938	1,174																		
791	相模原市	上鶴間小学校	南区上鶴間1-4-1	1,56																			

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1285	茅ヶ崎市	松浪中学校	松浪2-6-47	洪:2,833m ² 土:2,833m ² 高:2,833m ² 地:10,226m ² 津:1,299m ²	洪:1,410人 土:1,410人 高:1,410人 地:5,110人 津:1,290人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1286	茅ヶ崎市	梅田中学校	十間坂3-6-25	洪:1,305m ² 土:2,926m ² 高:11,599m ² 地:11,305m ² 津:1,305m ² 火:6,093m ²	洪:650人 土:1,460人 高:1,460人 地:5,790人 津:1,300人 火:3,000人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1287	茅ヶ崎市	鶴が台中学校	鶴が台2-7	洪:3,613m ² 土:3,613m ² 高:3,613m ² 地:9,911m ² 津:2,834m ² 火:13,297m ²	洪:1,800人 土:1,800人 高:1,800人 地:4,320人 津:2,830人 火:6,440人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1288	茅ヶ崎市	浜須賀中学校	松が丘2-8-54	洪:3,676m ² 土:3,676m ² 高:3,676m ² 地:8,378m ² 津:2,546m ² 火:3,194m ²	洪:1,830人 土:1,830人 高:1,830人 地:4,180人 津:2,540人 火:1,590人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1289	茅ヶ崎市	北陽中学校	下寺尾1690	洪:3,184m ² 土:3,184m ² 高:3,184m ² 地:9,911m ² 津:2,083m ² 火:15,122m ²	洪:1,590人 土:1,590人 高:1,590人 地:4,970人 津:2,080人 火:7,560人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1290	茅ヶ崎市	中島中学校	中島1469-2	洪:2,101m ² 土:3,922m ² 高:2,101m ² 地:10,173m ² 津:2,101m ² 火:14,137m ²	洪:1,050人 土:1,460人 高:1,050人 地:5,080人 津:2,100人 火:7,060人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1291	茅ヶ崎市	円蔵中学校	円蔵1-15-1	洪:3,591m ² 土:3,591m ² 高:3,591m ² 地:11,836m ² 津:1,998m ² 火:12,771m ²	洪:1,760人 土:1,760人 高:1,760人 地:5,910人 津:1,990人 火:6,380人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1292	茅ヶ崎市	赤羽根中学校	赤羽根3030	洪:3,382m ² 土:3,382m ² 高:3,382m ² 地:9,916m ² 津:2,739m ² 火:11,330m ²	洪:1,690人 土:1,690人 高:1,690人 地:4,450人 津:2,730人 火:5,660人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1293	茅ヶ崎市	萩園中学校	萩園2425	洪:2,520m ² 土:3,396m ² 高:3,396m ² 地:10,240m ² 津:2,520m ²	洪:1,260人 土:1,690人 高:1,690人 地:5,120人 津:2,520人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1294	茅ヶ崎市	第一カッターさいわい公園(中央公園)、市役所、市民文化会館、総合体育館、電源開発株式会社、市体育館	茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、十間坂三丁目(梅田小、梅田中の面積・収容可能人員を一部含む)	87,497	43,740												6						
1295	茅ヶ崎市	茅ヶ崎公園	中海岸3-3-11	24,251	12,120										1	1							
1296	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校、TOTO株式会社茅ヶ崎工場、真知探湖南支部	本村二丁目、本村三丁目、小塚町	44,926	22,460	1											4						
1297	茅ヶ崎市	湘南カントリークラブ	赤羽根4123	552,352	276,170												1						
1298	茅ヶ崎市	スノーランドレッドクラックゴルフ場	甘沼441	460,244	230,120										1	1							
1299	茅ヶ崎市	GO茅ヶ崎ゴルフリンクス、浜須賀小学校	妻沼海岸、白浜町、浜須賀(浜須賀小の面積・収容可能人員を一部含む)	120,262	60,130												1						
1300	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎西浜高等学校、本郷の郷、西浜中学校	南渚六丁目、南渚七丁目	38,767	19,380	1											2						
1301	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎里山公園	邦家1030	134,377	67,180	1											1						
1302	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎南高等学校	下寺尾128	35,381	17,690	1											1						
1303	茅ヶ崎市	鶴が台小・中学校、鶴が台児童遊園、鶴が台団地	鶴が台(鶴が台小・中の面積・収容可能人員を一部含む)	123,448	61,720												2						
1304	茅ヶ崎市	円蔵小・中学校、円蔵スポーツ広場、円蔵一丁目	円蔵一丁目(円蔵小・中に記載の面積・収容可能人員を一部含む)	44,731	22,360	1											2						
1305	茅ヶ崎市	湘南 CORUN ENERGY 株式会社	本宿町11-66	20,396	10,190												1						
1306	茅ヶ崎市	田端スポーツ公園	栗川町田端2483-1	52,686	26,330												1						

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他			
1272	茅ヶ崎市	柳島小学校	柳島1594	洪:2,344m ² 土:3,706m ² 高:2,344m ² 地:9,742m ² 津:2,344m ²	洪:1,170人 土:1,850人 高:1,170人 地:4,870人 津:2,340人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1273	茅ヶ崎市	小和田小学校	小和田3-10-1	洪:3,506m ² 土:3,506m ² 高:3,506m ² 地:5,324m ² 津:2,599m ²	洪:1,750人 土:1,750人 高:1,750人 地:2,660人 津:2,590人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1274	茅ヶ崎市	円蔵小学校	円蔵1-13-1	洪:3,128m ² 土:3,128m ² 高:3,128m ² 地:9,402m ² 津:2,659m ² 火:7,491m ²	洪:1,560人 土:1,560人 高:1,560人 地:4,700人 津:2,650人 火:3,740人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1275	茅ヶ崎市	今宿小学校	今宿192	洪:2,825m ² 土:3,499m ² 高:3,499m ² 地:7,006m ² 津:2,825m ²	洪:1,410人 土:1,740人 高:1,740人 地:3,500人 津:2,820人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1276	茅ヶ崎市	室田小学校	室田1-1-1	洪:3,368m ² 土:3,368m ² 高:3,368m ² 地:7,816m ² 津:2,988m ²	洪:1,680人 土:1,680人 高:1,680人 地:3,900人 津:2,980人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1277	茅ヶ崎市	東海岸小学校	東海岸南4-10-1	洪:3,593m ² 土:3,593m ² 高:3,593m ² 地:5,915m ² 津:1,915m ²	洪:1,790人 土:1,790人 高:1,790人 地:2,970人 津:1,910人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1278	茅ヶ崎市	浜之郷小学校	浜之郷90	洪:2,175m ² 土:3,177m ² 高:3,177m ² 地:5,708m ² 津:2,175m ² 火:9,163m ²	洪:1,080人 土:1,580人 高:1,580人 地:2,850人 津:2,170人 火:4,580人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1279	茅ヶ崎市	鶴が浜小学校	鶴が浜1-1	洪:3,177m ² 土:3,177m ² 高:3,177m ² 地:2,793m ² 津:2,604m ²	洪:1,580人 土:1,580人 高:1,580人 地:1,390人 津:2,600人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1280	茅ヶ崎市	汐見台小学校	汐見台3-11	洪:3,402m ² 土:3,402m ² 高:3,402m ² 地:6,019m ² 津:2,574m ² 火:8,818m ²	洪:1,700人 土:1,700人 高:1,700人 地:3,000人 津:2,570人 火:4,400人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1281	茅ヶ崎市	第一中学校	東海岸南4-10-1	洪:5,247m ² 土:5,247m ² 高:5,247m ² 地:12,993m ² 津:2,703m ²	洪:2,620人 土:2,620人 高:2,620人 地:3,950人 津:2,700人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1282	茅ヶ崎市	鶴嶺中学校	浜之郷500	洪:2,703m ² 土:3,381m ² 高:3,381m ² 地:8,190m ² 津:2,553m ²	洪:1,350人 土:1,690人 高:1,690人 地:4,090人 津:2,550人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1283	茅ヶ崎市	松林中学校	室田3-1-1	洪:3,880m ² 土:3,880m ² 高:3,880m ² 地:13,216m ² 津:1,954m ²	洪:1,910人 土:1,910人 高:1,910人 地:7,600人 津:1,950人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1284	茅ヶ崎市	西浜中学校	南渚6-15-3	洪:2,981m ² 土:2,981m ² 高:2,981m ² 地:14,253m ² 津:2,068m ² 火:9,275m ²	洪:1,490人 土:1,490人 高:1,490人 地:7,120人 津:2,060人 火:4,630人		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1518	厚木市	戸妻老人観の家	厚木市戸妻2-10-13	180	39																		
1519	厚木市	慶名老人観の家	厚木市慶名2-1	403	86																		
1520	厚木市	湯水老人観の家	厚木市湯水1-306	173	37																		
1521	厚木市	長谷老人観の家	厚木市長谷17-1	261	56																		
1522	厚木市	長谷老人観の家	厚木市長谷182-11	166	36																		
1523	厚木市	船子老人観の家	厚木市船子1578-1	160	34																		
1524	厚木市	片平老人観の家	厚木市片平3-19-13	150	32																		
1525	厚木市	三宅老人観の家	厚木市三宅1501-3	133	29																		
1526	厚木市	國津古久老人観の家	厚木市国津古久878-1	118	25																		
1527	厚木市	岡田老人観の家	厚木市岡田9-1	157	34																		
1528	厚木市	清木老人観の家	厚木市清木142-1	166	36																		
1529	厚木市	上落合老人観の家	厚木市上落合560-2	142	31																		
1530	厚木市	下津老人観の家	厚木市下津689	139	29																		
1531	厚木市	中戸田老人観の家	厚木市中戸田1406-2	156	34																		
1532	厚木市	藤井老人観の家	厚木市藤井155-15	120	26																		
1533	厚木市	慶名老人観の家	厚木市慶名2-23-1	300	64																		
1534	厚木市	厚木南妻老人観の家	厚木市岡田1-13-12	497	106																		
1535	厚木市	三宅老人観の家	厚木市三宅3-26-31	250	54																		
1536	厚木市	毛利益老人観の家	厚木市毛利益2-2-13	171	37																		
1537	厚木市	厚木小学校	厚木市藤野18-34	947	201																		
1538	厚木市	厚木中学校	厚木市水引1-1-3	1,664	352																		
1539	厚木市	厚木第一小学校	厚木市水引3-28-1	922	175																		
1540	厚木市	北小学校	厚木市山腰658	1,047	223																		
1541	厚木市	狭野小学校	厚木市岡田372-1	850	181																		
1542	厚木市	藤野小学校	厚木市藤野482-7-1	858	203																		
1543	厚木市	あづま郷土博物館	厚木市下川人1366-4	126	200																		
1544	厚木市	神奈川工科大学	厚木市下野1030	-	-																		
1545	厚木市	三田小学校	厚木市三田515	843	179																		
1546	厚木市	鎌倉中学校	厚木市三田3-1-1	850	181																		
1547	厚木市	鹿島小学校	厚木市鹿島2-12-1	965	205																		
1548	厚木市	狭野中学校	厚木市鹿島5-1-1	854	182																		
1549	厚木市	狭野小学校	厚木市三田6	850	181																		
1550	厚木市	清水小学校	厚木市鎌田西3-18-1	911	211																		
1551	厚木市	林中学校	厚木市林5-5-1	856	182																		
1552	厚木市	鎌田小学校	厚木市鎌田1-14-1	897	191																		
1553	厚木市	南小学校	厚木市南4-4-1	940	179																		
1554	厚木市	緑ヶ丘小学校	厚木市緑ヶ丘4-1-1	830	177																		
1555	厚木市	小島小学校	厚木市藤山南4-9-1	842	179																		
1556	厚木市	内山中学校	厚木市藤山南4-9-2	850	181																		
1557	厚木市	厚木東校	厚木市戸妻2-24-1	1,500	338																		
1558	厚木市	南毛利中学校	厚木市鹿島2-16-1	850	181																		
1559	厚木市	厚木清南高校	厚木市岡田1-12-1	1,477	314																		
1560	厚木市	南中学校	厚木市藤野1981-1	819	174																		
1561	厚木市	慶名中学校	厚木市慶名1809	855	182																		
1562	厚木市	慶名小学校	厚木市慶名1-17-1	955	203																		
1563	厚木市	毛利益小学校	厚木市長谷1088	821	175																		
1564	厚木市	吉川小学校	厚木市七沢150-1	845	180																		
1565	厚木市	厚木自然環境保全センター	厚木市七沢657	-	-																		
1566	厚木市	三田中学校	厚木市小野301-10	856	182																		
1567	厚木市	狭野小学校	厚木市毛利1-23-1	857	180																		
1568	厚木市	上野小学校	厚木市上野1429	856	182																		
1569	厚木市	藤山小学校	厚木市藤山400	848	180																		
1570	厚木市	藤野中学校	厚木市藤野2089	1,292	268																		
1571	厚木市	若宮公園	厚木市森の里1-38	-	-																		
1572	厚木市	森の里小学校	厚木市森の里1-27-1	1,064	228																		
1573	厚木市	森の里中学校	厚木市森の里3-35-1	1,421	302																		
1574	厚木市	三田公園	厚木市三田304	1,188	259																		
1575	厚木市	戸田小学校	厚木市戸田545	1,108	236																		
1576	厚木市	鎌田東中学校	厚木市三田2472	1,290	274																		
1577	厚木市	藤山小学校	厚木市藤山1-10-1	819	174																		
1578	厚木市	清水中央公園	厚木市毛利3-2	-	-																		
1579	厚木市	上依知小学校	厚木市上依知1657	1,020	217																		
1580	厚木市	藤野運動公園	厚木市上依知1500	3,093	150																		
1581	厚木市	あけぼの公園	厚木市水引1-17-1	-	-																		
1582	厚木市	ぽんたの丘公園	厚木市温水783-1	-	-																		
1583	厚木市	厚木東高校	厚木市水引1-1-1	978	208																		
1584	厚木市	厚木東高校	厚木市水引1-1-1	1,248	265																		
1585	厚木市	本厚木カンツリークラブ	厚木市藤山1700	-	-																		
1586	大和市	相模カンツリー倶楽部	571,260	171,000																			
1587	大和市	大和高校・つばき野中学校	つばき野3-5	58,290	13,000																		
1588	大和市	大和南高校・南林間小学校・南林間中学校	南林間3-3	64,044	10,000																		

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1447	厚木市	鎌倉公民館	厚木市川687	1,764	375																		
1448	厚木市	狭野公民館	厚木市中野584-1	1,804	383																		
1449	厚木市	狭野公民館上野野分館	厚木市上野1925-1	1,294	273																		
1450	厚木市	南毛利公民館	厚木市藤山南1-46-5	1,774	378																		
1451	厚木市	南毛利公民館	厚木市湯水西1-17-1	1,467	312																		
1452	厚木市	慶名公民館	厚木市慶名西1-17-1	815	173																		
1453	厚木市	森の里公民館	厚木市森の里75-6	1,455	299																		
1454	厚木市	森の里公民館	厚木市森の里1-31-1	1,825	388																		
1455	厚木市	相川公民館	厚木市下津古久703-2	1,518	322																		
1456	厚木市	緑ヶ丘公民館	厚木市緑ヶ丘2-2-1	2,093	444																		
1457	厚木市	厚木南公民館	厚木市鹿島2-12-26	313	69																		
1458	厚木市	厚木南公民館	厚木市鹿島3-16-1	170	37																		
1459	厚木市	森の里公民館	厚木市森の里1-22	151	33																		
1460	厚木市	あけぼの公民館	厚木市水引1-1-1	164	35																		
1461	厚木市	上依知公民館	厚木市上依知2722-3	241	52																		
1462	厚木市	藤野公民館																					

番号	市町村名	遊戯場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定遊戯所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1793	南京州市	長福寺	関本536	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1794	南京州市	関本公園前	関本250-1,251-1,252-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1795	南京州市	広野山下226外車庫地	広野246	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1796	南京州市	ファミンパーク	広野522	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1797	南京州市	ファミンパーク広野駐車場	広野124-2,125	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1798	南京州市	富士フィルム社有地	広野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1799	南京州市	自毛の堤及び周辺	広野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1800	南京州市	緑地緑地	坂野298-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1801	南京州市	藤原早苗遺跡	藤原205-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1802	南京州市	藤不動尊	藤原1-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1803	南京州市	金堂寺	坂野433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1804	南京州市	狩野公民館	狩野789,790-1,790-2,791	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1805	南京州市	稲妻寺	狩野782	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1806	南京州市	久保下市霊待宅広場	狩野304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1807	南京州市	狩野球場	狩野73-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1808	南京州市	狩野球場分館	狩野36-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1809	南京州市	藤原公園内	中沼58-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1810	南京州市	久保下市霊待宅広場	中沼304-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1811	南京州市	律切まるとし	中沼309	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1812	南京州市	向田小学校	向田555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1813	南京州市	向田公民館	向田409-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1814	南京州市	向田市民会館	向田25-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1815	南京州市	老人憩いの家広場	坂田1277-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1816	南京州市	大口寺広場	坂田908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1817	南京州市	自毛公園(緑地)	坂田1009-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1818	南京州市	行徳栄教団	坂田894	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1819	南京州市	市愛宕住宅広場	坂田803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1820	南京州市	文徳公園(あずま館)	坂田1321-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1821	南京州市	文徳公園(緑地)	坂田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1822	南京州市	川上建設前	坂田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1823	南京州市	坂田公民館	坂田939-1,642-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1824	南京州市	大生公園前	坂田865	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1825	南京州市	東高連輪前	坂田523-1,-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1826	南京州市	ふくむ公園	千津島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1827	南京州市	千津島公園	千津島1248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1828	南京州市	福生コミュニティセンター	千津島1009-1,1010-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1829	南京州市	福生稲荷神社前	塚下369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1830	南京州市	ふくむ公園前	塚下408-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1831	南京州市	多分公園(緑地)	塚下466-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1832	南京州市	佐高商店前	竹松1008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1833	南京州市	バディ公園前	竹松718	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1834	南京州市	福生稲荷神社前	竹松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1835	南京州市	竹松公民館前	竹松797-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1836	南京州市	セブイレブ前	竹松951	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1837	南京州市	福生稲荷神社前	竹松95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1838	南京州市	福生稲荷神社前	竹松262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1839	南京州市	南関工業団地倉庫前	竹松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1840	南京州市	旧ゲートボール場	和田原743-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1841	南京州市	和田原駅前広場	和田原801-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1842	南京州市	大生公園内	和田原865	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1843	南京州市	むつみ幼稚園	和田原317	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1844	南京州市	体育センター	和田原1286-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1845	南京州市	むつみ幼稚園	和田原15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1846	南京州市	スポーツ広場(ゲートボール場)	和田原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1847	南京州市	福生寺	和田原1195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1848	南京州市	駒形富士公園	駒形駅前31-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1849	南京州市	佐高商店前	生駒330-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1850	南京州市	中部公民館(ラウンジ)	生駒331-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1851	南京州市	上原公園	生駒473-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1852	南京州市	佐高商店前	生駒2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1853	南京州市	ゲートボール場(中道)	生駒151-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1854	南京州市	駒形富士公園	塚原2202-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1855	南京州市	稲荷公園	塚原212	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1856	南京州市	稲荷公園	塚原1769	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1857	南京州市	関本中学校グラウンド	塚原1660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1858	南京州市	東雲公園	塚原349-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1859	南京州市	中央公園	塚原761	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1860	南京州市	富士川ふれあい公園	塚原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1861	南京州市	日向公民館	塚原353-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1862	南京州市	稲荷公園	塚原4384-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1863	南京州市	日新新道	塚原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号	市町村名	遊戯場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定遊戯所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1724	座間市	東原小学校(校舎・体育館)	東原2-6-1	7,514	3,757	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1725	座間市	稲荷が丘小学校(校舎)	稲荷が丘3-1-1	6,778	3,389	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1726	座間市	稲荷が丘小学校(校舎・体育館)	稲荷が丘3-1-1	6,780	3,390	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1727	座間市	立野小学校(校舎・体育館)	立野台1-1-3	6,188	4,659	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1728	座間市	立野小学校(校舎・体育館)	立野台1-1-3	6,958	3,479	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1729	座間市	入谷小学校(校舎)	入谷西5-8-1	8,808	4,404	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1730	座間市	入谷小学校(校舎・体育館)	入谷西5-8-1	8,113	4,088	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1731	座間市	旭小学校(校舎)	ひばりが丘5-43-1	6,322	3,161	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1732	座間市	旭小学校(校舎・体育館)	ひばりが丘5-43-1	7,417	3,708	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1733	座間市	中央小学校(校舎)	高等西16-1																				

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
2219	真鶴町	真鶴町民センター	真鶴町真鶴172-8	2,670	2,670																		
2220	真鶴町	真鶴中学校	真鶴町真鶴1918-1	1,175	720																		
2221	真鶴町	真鶴小学校グラウンド	真鶴町真鶴11	6,550	3,275																		
2222	真鶴町	真鶴小学校体育館	真鶴町真鶴21-1	2,802	1,201																		
2223	真鶴町	吉浜小学校グラウンド	吉浜1300	4,130	2,065																		
2224	真鶴町	真鶴小学校グラウンド	真鶴町真鶴216	5,730	2,865																		
2225	真鶴町	真鶴町公民館	真鶴町真鶴199-1	661	330																		
2226	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2227	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2228	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2229	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2230	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2231	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2232	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2233	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2234	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2235	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2236	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2237	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2238	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2239	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2240	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2241	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2242	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2243	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2244	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2245	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2246	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2247	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2248	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2249	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2250	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2251	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2252	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2253	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2254	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2255	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2256	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2257	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2258	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2259	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2260	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2261	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2262	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2263	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2264	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2265	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2266	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2267	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2268	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2269	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2270	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2271	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2272	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2273	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2274	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2275	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2276	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2277	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2278	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2279	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2280	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2281	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2282	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2283	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2284	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2285	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2286	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		
2287	真鶴町	真鶴町公民館(真鶴支店)	真鶴町真鶴142-1	325	244																		

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定避難所との重複
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
2148	松田町	松田中学校	松田町松田1400	7,798	3,899																		
2149	松田町	松田小学校	松田町松田204	4,986	2,493																		
2150	松田町	松田中学校	松田町松田204	5,288	2,644																		
2151	松田町	松田中学校	松田町松田404	2,409	1,204																		
2152	松田町	松田中学校	松田町松田3111	10,600	5,300																		
2153	松田町	松田中学校	松田町松田258	810	405																		
2154	松田町	松田中学校	松田町松田1291-3	1,777	889																		
2155	松田町	松田中学校	松田町松田130	1,373	688																		
2156	松田町	松田中学校	松田町松田6942	800	400																		
2157	松田町	松田中学校	松田町松田3128	17,543	8,771																		
2158	松田町	松田中学校	松田町松田1971-2	2,708	1,354																		
2159	松田町	松田中学校	松田町松田1971-2	2,057	1,028																		
2160	松田町	松田中学校	松田町松田1301-4	19,680	9,840																		
2161	松田町	松田中学校	松田町松田1302	15,545	7,772																		
2162	松田町	松田中学校	松田町松田2694	2,147																			

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能 人員(人)	県 有 施設	洪水		崖崩れ、土石 流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		指定 避難所 との 重複	
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他		
2288	愛知県	田代小学校校庭	田代500	4,942	1,640																			
2289	愛知県	愛川中学校校庭	#1395	16,969	5,650																			
2290	愛知県	高津小学校校庭	三増197	8,122	2,700																			
2291	愛知県	愛川東中学校校庭	中津400	11,662	3,870																			
2292	愛知県	中津小学校校庭	#544	6,101	2,030																			
2293	愛知県	中津第二小学校校庭	春日谷2-9-1	7,886	5,120																			
2294	愛知県	豊谷小学校校庭	中津103	9,440	3,140																			
2295	愛知県	内陸工業団地第一号公園	#4043	15,000	5,000																			
2296	愛知県	愛川中中学校校庭	栢田210	11,900	3,960																			
2297	愛知県	橋本運動場	中津163-1	4,500	1,500																			
2298	愛知県	山本児童館	半原335B	680	210																			
2299	愛知県	宮本児童館	#4604	1,110	340																			
2300	愛知県	半原児童館	#4495-1	2,457	540																			
2301	愛知県	岡公民館	#2312-1	574	160																			
2302	愛知県	岡向児童館	#2883-5	1,280	400																			
2303	愛知県	細野児童館	#488	661	190																			
2304	愛知県	細野クラブ中細野児童遊園地	#481-1	680	560																			
2305	愛知県	田代児童館	田代323	1,619	200																			
2306	愛知県	田代児童館	#489-1	833	170																			
2307	愛知県	田代第一町内会事務所	#1444-8	161	40																			
2308	愛知県	角田児童館	角田468-1	729	210																			
2309	愛知県	あひるこ高齢作業所駐車場	#2191-1	786	210																			
2310	愛知県	下之郷公民館	#1413	234	50																			
2311	愛知県	戸敷公民館	#2239-2	240	60																			
2312	愛知県	越公民館	#1929-2	151	40																			
2313	愛知県	海原公民館	#4231	164	30																			
2314	愛知県	高橋児童館	三置733	1,343	120																			
2315	愛知県	三増児童館	#581	788	530																			
2316	愛知県	上三増公民館	#2060-5	199	50																			
2317	愛知県	倉塚公民館	#1590-4	200	50																			
2318	愛知県	中津公民館	#1661-6	350	100																			
2319	愛知県	下高公民館	#55-4	246	70																			
2320	愛知県	新瀬公民館	#860-19	199	50																			
2321	愛知県	小沢児童館	栢田42-1	3,224	1,050																			
2322	愛知県	小沢公民館	#752-6	232	30																			
2323	愛知県	下高輪公民館	#3088-4	199	50																			
2324	愛知県	橋沢公民館	#332-7	165	30																			
2325	愛知県	上高橋児童館	#386-1	329	60																			
2326	愛知県	上高橋公民館	#1157-7	356	100																			
2327	愛知県	中津児童館	#544	2,436	500																			
2328	愛知県	熊坂児童館	#511	645	120																			
2329	愛知県	熊公民館	#465-2	617	190																			
2330	愛知県	下松公民館	#690	329	90																			
2331	愛知県	下谷八喜山児童館	#6222	1,107	340																			
2332	愛知県	八喜山公民館	八喜山141-3	733	230																			
2333	愛知県	三増児童館	栢田724-2	697	210																			
2334	愛知県	半瀬公民館	#3903-1	844	270																			
2335	愛知県	橋本児童館	#5177-2	877	280																			
2336	愛知県	橋本児童館	#2862	2,012	360																			
2337	愛知県	橋台児童館	#7341	707	200																			
2338	愛知県	橋台町公民館	#4063-3	950	300																			
2339	愛知県	大塚児童館	#1835-3	660	190																			
2340	愛知県	大塚児童館	#2233-3	606	170																			
2341	愛知県	春日台児童館	春日台2-11-3	1,472	260																			
2342	愛知県	春日台公民館	#3-8-18	800	200																			
2343	愛知県	春日台公民館	半原422	13,560	6,420																			
2344	愛知県	半原公民館	#4343-3	2,768	760																			
2345	愛知県	愛川ソーラー観光広場	#2837-2	1,625	540																			
2346	清川村	緑小学校	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2076		300人 (2m ² あたり1人)																			
2347	清川村	緑中学校	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1833		300人 (2m ² あたり1人)																			
2348	清川村	宮ヶ瀬小・中学校	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬954-1		300人 (2m ² あたり1人)																			
計		2347箇所		20,093,850	7,944,643	76	1,314	173	1,211	236	390	24	1,456	371	273	54	538	151	290	140	282	92	1,278	